

contents

ストーカー犯の特徴とその対策……………	1
性教育の現場を訪ねて①……………	8
多様な性のゆくえ①……………	10

Dr.上村茂仁の性の悩みクリニック⑬……………	11
今月のブックガイド……………	12
JASEインフォメーション……………	13

ストーカー犯の特徴とその対策 ：犯罪心理学的見地から

筑波大学人間系教授 原田隆之

はじめに

2016年5月、東京都小金井市にあるライブハウス前で、「アイドル」として音楽活動をしていた大学生の女性が、ファンを名乗る男に全身を20か所以上も刺され、一時心肺停止状態に陥るといふ凄惨な事件が起きた。犯人の男は、以前から被害者に無理やりプレゼントを渡したり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で嫌がらせのような書き込みをしたりすることがあり、被害者は再三にわたって警察に相談していたという。東京地裁立川支部は、2017年2月加害者に懲役14年6か月の判決を言い渡し、本年4月に刑が確定した。

2000年にストーカー規制法が制定されてから、17年が経つ。いわゆる「桶川ストーカー事件」を契機に立法された法律であるが、その後も凄惨な事件は後を絶たない（次ページ表1）。小金井の事件では、SNS

への書き込みなどは法が想定しておらず、いわば野放し状態となっている点が法の不備として批判された。さらに、この事件でも桶川事件と同様、被害者は警察に相談していたにもかかわらず、事件を未然に防ぐことができなかったことも大きな問題点といえる。

ここでは、ストーカー犯の心理とその行動を、科学的データを元に犯罪心理学の見地から分析するとともに、その効果的な対策について論じたい。

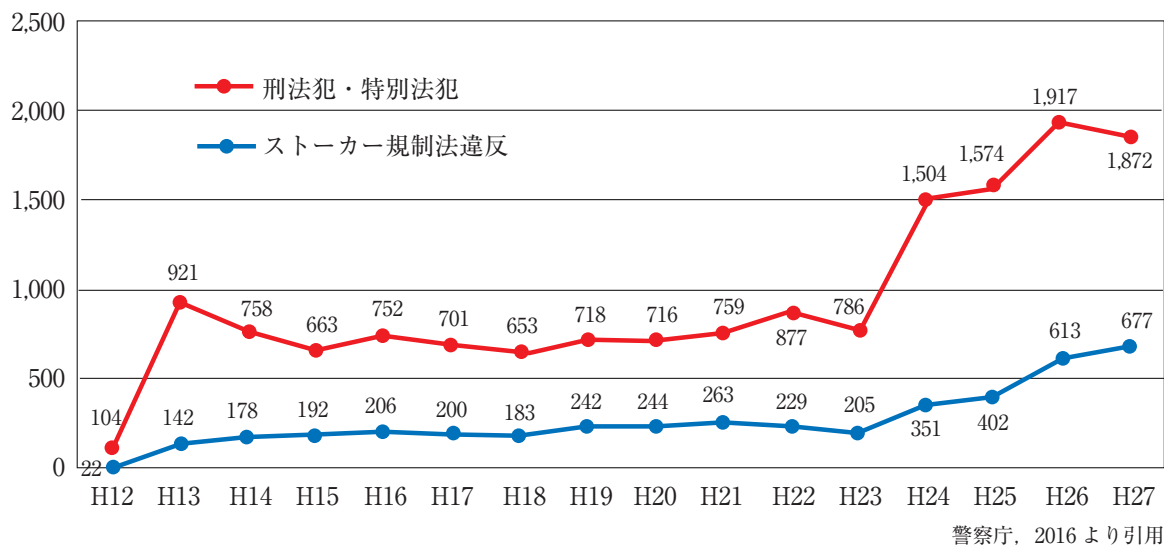
ストーカーの定義

ストーカー規制法によれば、ストーカーとは「同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること」と定義され、「つきまとい等」の内容については、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け、うろつき、面会・交際の強要、乱暴な言動、無言電話、連続電話、汚物などの送付、名誉の毀損、性的羞恥心を害する行為などが含まれている。

表1 わが国の主なストーカー事件

事件名	概 要	判 決
桶川ストーカー事件（1999）	女子大生が元交際相手の男性らから執拗なストーカー行為を受けた後、埼玉県桶川駅前で刺殺された。度重なる被害者からの相談を警察が軽視したことが問題となり、本件を契機にストーカー規制法が成立した。	主犯格の男は自殺 殺害に関与した男らに無期懲役から懲役15年確定
長崎ストーカー事件（2011）	長崎県西海市の男性が、元交際相手の女性とその母親と祖母の3人を刺殺した。	死刑確定
逗子ストーカー事件（2012）	神奈川県逗子市の女性が、元交際相手の男性から執拗なストーカー行為を受け、加害者には警告が出されていたが、被害者の住所などの情報が市役所や警察から漏洩し、自宅に押し掛けた男に刺殺された。	容疑者自殺
三鷹ストーカー事件（2013）	東京都三鷹市で、男性がSNSを通じて知り合った女子高校生を刺殺。リベンジポルノも問題となり、リベンジポルノ被害防止法制定のきっかけとなった。	懲役22年確定

図1 ストーカー事案検挙件数の推移



法の目的は、ストーカー行為によって相手の身体への危害が及ぶのを防止することはもちろん、不安を抱かせること、および自由や名誉に対する害を加えることを防止することである。

つまり、ストーカー被害には大きく分けて、1) 身体的被害、2) 心理的被害、3) 社会的被害の3種類があるといえる。中でも、最も深刻な被害をもたらす、社会に不安を喚起するのが身体的被害であるが、程度の差こそあれストーカー犯のおよそ1/3は何らかの暴力をふるうとされている（McEwan, Mullen, & Purcell, 2007）。

ストーカー事案の現状

警察庁（2016）の統計によれば、2015年に全国で検挙されたストーカー事案は2,415件（検挙件数は、刑法・特別法とストーカー規制法を同時に適用して検挙した場合を含む）に及び、前年よりも減少したものの高い水準で推移している（図1）。また、警察に寄せられた相談件数は、ここ数年2万件を超えている。さらに、内閣府（2015）が全国の男女5,000人を対象に実施した調査では、執拗なつきまとい等の被害を受けたこと

があると答えた者は、全体で7.3%であったが、女性に限ると10.5%となり、実に女性の10人に1人は被害体験があるとの実態が明らかになった。海外の調査を見ても、ストーカー被害の生涯経験率は10%前後とされており（Basile, Swahn, Chen, & Saltzman, 2006）、わが国の調査も同様の数値であることがわかる。

警察が認知したストーカー行為の内容としては、「つきまとい」、「面会・交際の強要」が最も多く、それぞれ1万件を超えているが、最近は「迷惑電話・メール」が増加傾向にあり、約7,000件程度となっている（警察庁、2016）。これらは主に被害者個人を標的にしたものであるが、先述したように、今後はSNSやリベンジポルノなどのように、被害を不特定大多数の人々に拡散させる方法が増えることが懸念される。

一方、冒頭の事件のように生命に対する深刻な危害に至るような事件は、きわめてまれであるが、それでも2013年には殺人2件（同未遂13件）、2014年には殺人5件（同未遂9件）、2015年は殺人0件（同未遂11件）など、未遂を含めると看過できない数の事件が起こっている。

ストーカー犯の特徴

それでは、警察庁（2016）の統計を元に、加害者の特徴をデータから見ていこう。性別は男性が圧倒的に多く、85.7%を占めている。年齢別では30代が最も多く（23.5%）、次いで40代（20.7%）、20代（18.6%）、50代（10.3%）などとなっている。被害者との関係では、交際相手（元を含む）がおよそ半数を占め（49.6%）、知人友人（12.4%）、職場関係（11.3%）となっている。

動機については、「好意の感情」がほとんどで、約70%を占めている。次いで多いのは「好意が満たされず怨恨の感情」を抱いたというもので、約20%である。つまり、その事案の性格上「好意の感情」に基づくものが9割を占めているということになる。海外の研究でも同様に、「復讐」、「怒り」、「恋愛感情」、「性的欲求」、「攻撃」などに分類されている（Mullen et al., 2009）。

これらの知見を元に、ストーカーを心理学的に定義し直すと、「元来好意の感情に基づいて（怨恨を含

む）、二者関係のなかで反復的に生じる身体、心理、社会的被害をもたらす犯罪である」といえるだろう。そのほとんどは元夫婦や恋人関係など、きわめて近い関係の中で生じるものであるが、一方的な恋愛感情や好意を募らせて、直接的な関係のない相手や有名人などを対象とするものもある。

ここでまず留意すべきことは、ストーカーが増えているとはいっても、数多いストーカー事案の中には、単に無視していれば自然に収まるものが多いという事実である（Mullen et al., 2006）。こうしたケースは、逆に何か対処をするとエスカレートしたり、その対処に対して反感を抱いてこじれたりするため、無視するのが最適である場合が少なくない。その一方で、適切な対処を取らないと最悪の事態に至ってしまうケースも存在する。したがって、これらをどのように見分けるかが一番重要な点である。

リスクアセスメント

それでは、ストーカー犯の深刻さ、危険度を見分けるためにはどのようにすればよいのだろうか。臨床現場では、しばしば「直観的」な方法や、「臨床面接」などのような非構造化された方法で危険度を判断することがある。相手の顔つきや言動、事案の態様などから、専門家が主観的な判断を下す場合がこれにあたる。しかし、どんなに経験を積んだ専門家であっても、そのような方法による判断の正確さは約50%しかないことがわかっている（Hanson & Morton-Bourgon, 2005）。50%というと半分くらいは当たるから悪くはない数字だと思われるかもしれないが、「危険か危険でないか」のどちらかを当てるのだから、当てずっぽうでも半分は当たる。つまり、直観的な臨床判断は当てずっぽうと大差ないのであり、このような方法に頼って判断することは避けるべきである（原田、2015）。

また、ストーカー本人の生活歴などを材料にして、ストーカー行為に至る「ストーリー」を作り上げ、その行為の背景を「理解」しようとする試みも臨床場面ではしばしば行われるが、そのような主観的な方法もまた慎むべきである。ストーカー行為を正確に理解するためには、科学的なデータに基づいた理解が必須であり、安易な主観的方法に頼るべきではない。

それに対し、現在最も推奨される方法は、科学的なエビデンスに基づいた「リスクアセスメント」を実施することである。これは、過去の膨大な研究データを元に、危険なストーカーに共通するリスク因子を同定し、そのリスク因子が当てはまるかどうかによって系統的に判定する方法である。構造化された質問紙などのツールを用いることがより望ましい。このような方法によれば、判断の正確さは80%近くまで上昇する(Bonta & Andrews, 2016)。

それでは、実際にどのようなリスク因子が、危険なストーカーを判別する指標になるのか詳しく見ていきたい。

危険なストーカーのリスク因子

Eke et al. (2011) は、逮捕されたストーカー犯312人のうちからランダムに78人を選別し、9年間追跡して、再犯した者とそうでない者、暴力行為に及んだものとそうでない者を比較した。期間中77%が再犯に及び、その56%は別の被害者へのストーカー事案であった。また、粗暴再犯に至った者は33%だった。

これらを分析した結果、ストーカーに限らず全犯罪の再犯に関連するリスク因子は、若年であること、犯罪歴、精神障害などであった。粗暴再犯に関連するリスク因子は、若年であること、犯罪歴、物質乱用歴などであった。また、元恋人に対してストーカー行為を行った者や元恋人に「拒絶された」ことが動機であるストーカーは、より粗暴行為に出やすいこともわかった。

Mullen et al. (2006) は、過去の様々な研究をレビューし、同様にストーカーのリスク因子をまとめている。その結果、ストーカーの約半分は2～3日か長くても2週間以内にストーカー行為をやめることがわかった。その一方で、2週間を超えた場合は、数か月にわたることが多く、粗暴行動に出やすいこともわかった。また、それは元恋人が対象であることが多く、見知らぬ相手が対象であるケースは少なかった。このように、長期化、粗暴化するストーカーのリスク因子としては、パーソナリティ障害、物質乱用、30歳未満であること、高卒未満であること、脅しなどの行為の存在、犯罪歴などが見出されている。

どの研究でも元恋人や夫婦などに対する「ドメスティック・ストーカー」が一番危険であることで一致している(Palarea et al., 1999)。特に、交際中・同居中から暴力を振るっていたこと(言葉による暴力を含む)、ほかにも粗暴行為の前歴があることが、最大のリスク因子である。

精神障害がリスク因子になるかどうかは、研究によって異なった結果が見られている。Mullen et al. (2009) は、危険なストーカーには精神障害が比較的高い割合で見出されるとし、リスク因子の1つであることを示唆している。一方、精神障害はストーカーの粗暴行動と負の関連があるとする知見も得られている(Mohandie et al., 2006)。Rosenfeld & Lewis (2005) は、精神障害は単独ではリスク因子とはならないが、他のリスク因子との相互作用によって影響を及ぼすのではないかと考えている。

心理学的リスク因子としては、洞察力欠如、拒絶的なアタッチメントスタイル、共感性欠如、易怒性、社会的スキル不足、逸脱した性的嗜好、言語能力不足などが挙げられている(Mullen et al., 2006)。

まとめると、危険で粗暴行為に出やすいストーカーの特徴として、若年であること、犯罪歴、物質乱用(アルコールを含む)、教育程度が低いこと、元恋人が対象であり、拒絶が動機であること、交際時から粗暴な言動が見られたこと、パーソナリティ障害やパーソナリティ上の問題(不適応的アタッチメントスタイル、共感性欠如など)、社会的スキル不足などが挙げられ、これらが危険なストーカーと関連するリスク因子であるといえる(次ページ表2)。さらに、これらのリスク因子を有している者は、ストーカー行為が長期化しやすく、2週間以上にわたって反復されるときは暴力の危険がさらに増大する。

ストーカー対策

2013年のストーカー規制法の改正によって、国や自治体は、ストーカー行為の防止のため、必要な体制を整備したり、民間の自主的な組織活動の支援をしたりすることが求められるようになった。内閣府(2015b)が全国の都道府県や市町村を対象に行った調査では、支援窓口(男女共同参画センター、女性センターなど)を設置していると答えた自治体は、約

表2 危険なストーカーのリスク因子

デモグラフィック因子
若年である（30歳未満） 犯罪歴がある 教育程度が低い
対人的・行動的因子
元恋人・配偶者が対象である 拒絶されたことが動機である 交際中から粗暴な言動があった 脅迫的言動があった 2週間以上ストーカー行為が継続している 認知の歪み（被害者への非現実的恋愛感情、ストーカー行為の正当化）
パーソナリティ因子
不適応のアタッチメントスタイル 共感性欠如 社会的スキル不足 感情統制スキル不足

20%にとどまっており、8割近くが設置していなかった。とはいえ、もう少し細かく見ると、都道府県単位での設置は90%を超え、大都市では100%の設置率であったが、市町村単位では98.5%が未設置であった。現実的な問題として、予算や人口の少ない市町村では、ストーカー事案もさほど多くはなく、県に相談窓口があるのであれば、設置の必要性も低いのかもしれない。

その一方で、ほとんどの都道府県が相談窓口を設置しているとはいっても、広報・周知をしていると答えた都道府県は70%弱にとどまっている。また、相談窓口における対応内容としては、一般的な面談が9割であるのに対し、専門家（医師、臨床心理士）によるカウンセリングを提供しているのは約1割、危険度の判定を実施している窓口はわずか1%に過ぎなかった。それと呼応して、相談業務における問題点として6割の自治体が「対応のノウハウがない」ことを挙げている。

さらに、ここで強調すべきもう1つの問題は、被害者に対する相談サービスばかりが列挙されており、加害者に対する治療や更生サービスが皆無だという点である。報告書では、今後の方針として、厳罰化については多くのページを割いて記載しているが、更生プログラムについてはわずか数行の記載があるだけであり、具体的な内容にはまったく触れられていない。専

門家を含めてまとめた報告書としては、何とも貧弱な内容であると言わざるを得ない。

ストーカー対策については、厳罰を科すだけでは限界がある。効果的に再犯を抑制するためには、科学的エビデンスに基づいた対処をすることが求められる。実際のところ、犯罪一般に対して、厳罰化は再犯率をわずかに上昇させるというエビデンスがあるのに対し、効果的な治療は確実に再犯率を抑制する（Bonta & Andrews, 2016；原田、2015）。ストーカーへの対処についても同じことがいえる。

これまで見てきたとおり、ストーカーの再犯や粗暴行動には、それと関連するリスク因子があることがわかっているのであるから、対処（治療）においては、リスク因子を標的にして、それらを望ましい方法に変化させるようにすることが最も理に適っている。

治療の原則

Bonta & Andrews (2016) は、犯罪者治療の3原則として、1) リスク原則、2) ニーズ原則、3) 治療反応性原則を挙げている。リスク原則とは、相手のリスクをアセスメントし、そのリスクの大きさに治療の強度を合致させるということである。言い換えれば、リスクの低いストーカーには軽度の対処で十分であり、リスクの高いストーカーには強度の専門的対処をすべきということである。先にも述べたとおり、ほとんどのストーカーは軽微なもので、無視すれば収束する。一方、危険なストーカーをリスクアセスメントによって選別し、彼らに対しては、専門的な治療をそのリスクに応じた強度で行うべきだということである。

ニーズ原則とは、アセスメントによって判明した相手の問題性（リスク因子）を治療ニーズとしてとらえ直して、その変容を目的とした治療を行うということである。先に見たとおり、ストーカー犯の多くは数々のスキル不足の問題が指摘されている。対人スキルや感情統制スキルなど、これらは適切なスキル訓練を実施することで改善が期待できる。また、必要以上に相手に怒りや恨みを募らせたり、非現実的な期待を抱いたりするのは、感情統制の問題であると同時に認知の問題でもある。これらの認知変容を図ることも重要な治療目的の1つとなる。

治療反応性原則とは、相手が治療に反応して変化する

表3 効果的な治療プログラムの要素

リスク因子	適切な介入
臨床的リスク	
認知の歪み（非現実的な恋愛感情、恨み、ストーカー行為の正当化など）	認知再構成、共感性訓練
治療モチベーションの低さ	動機づけ面接法、随伴性訓練
スキル不足	SST、感情統制スキル訓練、ストレスマネジメント
パラフィリア	性犯罪者治療プログラム
物質乱用	依存症治療プログラム
想定される危険	
被害者への接触	接触禁止命令
治療の拒否、ドロップアウト	治療命令
不安定な生活	職業訓練、生活スケジュール
孤立	ソーシャルサポート、自助グループ

Mullen et al., 2006 を元に作成

るように適切な介入技法を用いるべきというものである。一般に、犯罪者治療においては認知行動療法に最も確実なエビデンスがある（Bonta & Andrews, 2016）。逆に、精神分析、パーソンセンタード療法、箱庭療法、描画法などにはほとんどエビデンスがないため、安易に用いるべきではない。最も望ましいのは、認知行動療法に立脚した構造化された治療プログラムを開発し、それを用いることである。

治療プログラムの内容

残念ながらわが国には、現在のところストーカー犯を対象にした専門の治療プログラムはない。海外での研究や実践を参考にしながら、どのようなプログラムを実施することが望ましいか検討してみたい。

Mullen et al. (2006) は、臨床的介入と危険防止介入に分けて、望ましい介入方法を提言している。臨床的介入は、治療3原則に依拠して、危険なストーカーを対象にそのリスク因子の変容を目的とした認知行動療法を実施することが基本である。考えられるリスク因子としては、1) 認知の歪み（被害者に対する誤った恋愛感情や信念、ストーカー行為を正当化する信念）、2) 治療へのモチベーションの低さ、3) 社会的スキル不足、4) パラフィリアを挙げている。まず認知の歪みに対しては、認知再構成法、共感性スキル訓練などの認知行動療法的技法が適切である。モチベーションの低さについては、動機づけ面接法（Miller & Rollnick, 2012）を用いることによって改善を図るこ

とが最適である。スキル不足に対しては、ソーシャルスキル訓練（SST）を実施すべきであり、感情統制スキルやストレスマネジメント・スキルの訓練も重要であろう。また、パラフィリアに関しては性犯罪者治療プログラムが適用されるべきである。わが国では、認知行動療法に基づいた性犯罪者治療プログラムは既に刑務所、保護観察所、医療機関などで実施されている（原田、2014, 2015；法務省、2006）。さらに、強迫性や性的欲求亢進が顕著な者に対しては、薬物療法も考慮すべきであろう。

危険防止介入において最も重要なのは、司法的介入である。たとえば、被害者との接見禁止命令、治療命令などが考えられる（前者は既にストーカー規制法に規定されている）。ほかには、セラピストの指導の下、厳密な生活スケジュールを立てさせる、ソーシャルサポートのネットワーク作りを指導する、職業訓練や教科学習を受けさせるなどが考えられる。これらの概要を表3にまとめた。

おわりに

ストーカーはときとして重大な被害をもたらし、社会にも大きな不安を与える犯罪である。しかし、その心理や行動は複雑であり、単なる厳罰化や啓発活動などによって防止することは不可能である。

今後は、これまで以上に科学的エビデンスを用いてより効果的なアセスメントと治療対策を充実していく必要がある。

【文 献】

- Basile, K.C., Swahn, M.H., Chen, J., & Saltzman, L.E. (2006) Stalking in the United States: Recent national prevalence estimates. *American Journal of Preventive Medicine*, 31, 172-175.
- Bonta, J. & Andrews, D.A. (2016) *The Psychology of Criminal Conduct* (6th edition). Abingdon: Routledge.
- Eke, A.W., Hilton, N.A., Meloy, J.R., Mohandie, C., & Williams, J. (2011) Predictors of recidivism by stalker: A nine-year follow-up of police contacts. *Behavioral Sciences and Law*, 29 (2), 271-83.
- Hanson, R.K., & Morton-Bourgon, K.E. (2005) The characteristics of persistent sexual offenders: A meta-analysis of recidivism studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 73 (6), 153-163.
- 原田隆之 (2015) 入門犯罪心理学 ちくま新書
- 原田隆之 (2014)「性依存症」に対する認知行動療法 外来精神医療, 13 (2), 38-43.
- 警察庁 (2016) 平成 27 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/seianki27STDV.pdf> (2017 年 3 月 31 日アクセス)
- McEwan, T.E., Mullen, P.E., & Purcell, R. (2007). Identifying risk factors in stalking: A review of current research. *International Journal of Law and Psychiatry*, 30, 1-9.
- Miller, W.R., & Rollnick, S. (2012) *Motivational Interviewing : Helping People Change* (3rd edition) . New York: Guilford Press.
- Mohandie, K., Meloy, J.R., McGowan, M.G., & Williams, J. (2006). The RECON typology of stalking: Reliability and validity based upon a large sample of North American stalkers. *Journal of Forensic Sciences*, 51, 147-155.
- Mullen, P.E., Pathe, M., & Purcell, R. (2009). *Stalkers and Their Victims* (2nd edition). New York: Cambridge University Press.
- 内閣府 (2015a) 男女間における暴力に関する調査報告書 (概要版)
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h26danjokan-gaiyo.pdf
 (2017 年 3 月 15 日アクセス)
- 内閣府 (2015b) ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業報告書
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h26_stalker_report.pdf (2017 年 3 月 15 日アクセス)
- Palarea, R., Zona, M., Lane, J., & Langhinrichsen-Rohling, J. (1999). The dangerous nature of intimate relationship stalking: Threats, violence, and associated risk factors. *Behavioral Sciences and the Law*, 17, 269-283.
- Rosenfeld, B., & Lewis, C. (2005). Assessing violence risk in stalking cases: A regression tree approach. *Law and Human Behavior*, 29, 343-357.

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

- 【閲 覧】必ず事前に電話で予約が必要です (TEL 03-6801-9307)。貸出業務は行っておりません。
- 【開室日・時間】月～金曜日 10:30～17:30
- 【休室日】土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、会議等で臨時に休室することがあります。
- 【コピーサービス】コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。
- <http://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室
利用方法

収集文献・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者、セクソロジー (自然科学系、人文・社会学系)、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際 (海外団体資料・海外学術誌)、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<http://www3.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>

性教育の現場を訪ねて ①

〔北海道札幌市立柏中学校〕(上)

教育目標の実現に欠かせない 重要な指導の側面として性教育を位置づけて

2月24日(金曜日)、「総合的な学習の時間」の生徒発表会があるということで札幌市立柏中学校を尋ねた。札幌市の中心を流れる豊平川の河畔の校舎は一面雪に覆われた真冬の中、どの教室にも多くの保護者が熱い視線を生徒たちに。ポスター、OHP、寸劇、紙芝居、パワーポイントなど工夫溢れるプレゼンテーションを見ることができた。

はじめに

「性に関する教育は、昨今ようやく真剣にとりあげられ、考えられるようになってまいりました。しかし何といっても、この教育は未開拓の分野でありまして、まだ暗中模索の状態にあります。およそ性の教育ほどその必要性和重要性とを誰もが認めているながら、その具体的方法についての研究が遅れているものは他に例を見ないのであります。(中略)

性の教育は子どもの成長過程の一時期又はある特定の個人・場所でのみ行われるべきものではなく、広くすべての子どもにその一生を通じて与えられるべきものであると考えられるのであります。(後略)」

まさに、性教育についての現状を捉えて正鵠をえていと思われる方もおられるかもしれない。が、しかし、上記の文章は、46年前の昭和46(1971)年、札幌市立柏中学校で開催された「北海道性教育研究会設立に関する趣意書」の一部である。

紆余曲折を辿っている性教育は、いまでもこの文章が生きている状況にあるといってよい状態にある。そんななか、柏中学校は北海道性教育研究会の事務局として、また、歴代の校長が研究会の会長を務め、性教育を学校教育の核の一つと位置づけ、カリキュラムを定着させてきた。

総合的な学習の時間に組み込む

現在、柏中学校の性教育の中心を担っている井上隆司教諭は、「性教育を教育目標の実現のために欠くこ

北海道札幌市立柏中学校

校長・蛭名嘉津夫

生徒数 494 名 (16 学級/うち特別支援 2 学級)

職員数 36 名

(2017 年 3 月 17 日現在)



SNSを使ったストーカの事件を寸劇で発表(2年生)

とのできない重要な指導の側面ととらえ、生徒の発達段階・実態に応じて、すべての教育場面で多角的に進められるように計画しています。平成12年度より、それまで保健体育・道徳・特別活動で行われていた主な内容を、総合的な学習の時間に移行しています」と話す。

同校では、具体的な指導内容については、生理的・心理的・社会的側面について各学年の発達課題とともに学校独自に「性意識・性行動実態調査」(3年に1度、直近は平成26年度)を行い、生徒の実態と保護者の要望などを踏まえて指導内容を検討している。

現在、同校では、「総合的な学習の時間Ⅴ」(総合Ⅴ)として、性教育が年間カリキュラムに組み込まれている。3学年共通のテーマは「男女を知り、生き方を考

表 総合的な学習の時間Ⅴ（性教育）指導計画と学習内容

	1 年	2 年	3 年
学年テーマ	自分を知ろう (7時間)	男女のかかわり方を考えよう (15時間)	自分の生き方を考えよう (7時間)
学習のねらい	本校の特色である性教育を基本として学び、今生きている自分のルーツをたどり、将来における自分の生き方を模索する。	本校の特色である性教育を通して自分の性と異性について知り、自分たちで男女の生き方にかかわる課題を設定し、その課題を解決する活動を通して他人（男女の）よりよい関係の築き方について考える。	1 学年から学んできた性教育をベースに3年間のまとめを行う。自分自身に関すること（からだと心）、男女の人間関係、家庭や社会との関連、自分たちを取り巻く性に関する社会問題などを通して、社会の一員としての生き方、将来における生き方について考えていく。
生徒の学習課題	自分のルーツ	「思春期」「人間の成長」「生命誕生」「妊娠と出産」「中学生らしい男女交際とは何か」「性被害の状況はどうなっているのか」「どのような男女差別があるのか」等。	3年間のふり振り返りと自己実現の見通し、男女の生き方に関する社会的な諸問題（男女差別、性役割）。
具体的な学習活動	自分のルーツを探り、名前の由来、先祖などさらに掘り下げるテーマを決め、個人で調査活動を行いレポートにまとめる。作成したレポートをもとにブロックごとに発表を行う。	各班でテーマを設定し、自分達で調査し、そのテーマから導かれる主張を、発表形態を工夫し作成する。また、発表会で学んだことを相互に評価する。	自分史づくりの授業から、現代社会の男女の在り方、性に関する社会的な問題の意識、自己肯定感を養い、命や自己の将来の在り方を考える。また、その後3年間の総合的な学習の時間のまとめを行う。
発表形態	個人でレポート作成・ブロック内発表会	ポスター作製・ブロック内発表（OHP、寸劇、紙芝居、パワーポイント他）	スピーチ発表（個人）

える」、各学年の学習のねらいは以下のとおりである。

生徒の学習課題は、1年生は「自分のルーツ」、2年生は「思春期」「人間の成長」「生命誕生」「妊娠と出産」「中学生らしい男女交際とは何か」「性被害の状況はどうなっているのか」「どのような男女差別があるのか」等、3年生は「3年間のふり振り返りと自己実現の見通し、男女の生き方に関する社会的な諸問題（男女差別、性役割）」である。学年テーマ、学習のねらい、具体的な学習活動、指導時数は、表のとおりである。

柏中学校での性教育は、「総合的な学習の時間」を中心に、学級を単位として保健体育、道徳、特別活動などで行っている。指導は、すべて学級担任が行っており、その他の教科では、理科、社会科、技術・家庭科、国語などでも学習している。

1 年間の成果を保護者の前で発表

2月24日13時40分～14時30分（5時限目）に、1年生と2年生が、各教室とも20人を超える保護者の前で1年間の成果を発表した。

第1学年は、各組が班ごとに、テーマ「自分を知ろう」に関する個人発表。

第2学年は、それぞれテーマ別に分かれてグループ別の発表であった。

テーマは、「思春期の心と体」（Ⅰ・Ⅱの2グループ）、「男女の関わり・考え方」（Ⅰ・Ⅱの2グループ）、「性的事故」、「自分史」、「LGBT など」の7テーマ。

「性的事故」の発表は、ストーカーの事例を寸劇にするなど、工夫をこらしたものであった。また、文部科学省のセクシュアルマイノリティに関する通知の影響もあってか、「LGBT」をテーマにした発表や性の多様性の問題に取り組んだグループもあった。

3年生の生徒発表は、別の日に行われたとのことであった。

生徒の発表は、多くの場合、台本やメモを読むことなく行われていた。約1時間の生徒発表だけだが、確実に柏中学校に性教育が根付いていることがわかる。

井上教諭は、「家庭環境の変化や性に関するさまざまな社会問題が起きている今日、ひとり一人が確かな判断力と強い意志が求められています。中学生期から課題意識をもって、自己の生き方を考え、豊かな人間関係を築き、主体的に行動できる力をしっかりと身につけさせたい」と語る。

今回は、さまざまな性教育バッシングがあるなかで、どのようにして柏中学校に性教育が根付いたのか、その秘密に迫ってみたい。

（教育ジャーナリスト 日向野一生）

米トランプ政権の笑えないギャグ

カタカナで「ギャグ」と書くと、どこか軽い印象を受ける。個人的な話をすれば、私などは無意味なだじゃれを連発し、おやじギャグに対する軽侮の視線にさらされることも多い。

ただし、米国の第45代大統領ドナルド・トランプ氏が復活させた「ギャグ」は様相がだいぶ異なる。

米新政権は発足直後から大統領令や大統領覚書を連発して世界を混乱に陥れた。1月23日に署名したメキシコシティポリシー復活の覚書もその一つで、一般的には「グローバル・ギャグ・ルール（世界口封じ令）」とも呼ばれている。付け焼き刃の知識で恐縮だが、かいつまんで説明しよう。

ギャグには「さるぐつわ」とか「自由な発言の禁止」といった意味がある。口に何かを詰めて黙らせるというのが語源のようだ。お笑い用語として使われるようになったのは、ものを詰まらせたときの擬音語がおかしかったとか、役者が舞台上で面白いことをする前に「さあ静かにしましょう。注目して下さい」と観客に求めたからだといった説がある。はっきりしたことが分からないので、詳しい方がいたら教えて下さい。

覚書の効力は大統領令とほぼ同等なので、日本の報道では、まとめて大統領令と総称することも多い。ここでは一応、分けて表示するとして、大統領覚書はいったい何にギャグ（さるぐつわ）をかませたのか。

医療政策に関する調査や提言を行っている米国のカイザーファミリー財団の公式サイトには、覚書と同じ23日付で要点解説が掲載されている。

『この政策は外国の非政府組織（NGOs）に対し、いかなる資金提供者からの基金（米国以外の基金も含む）であれ、その資金を使って「家族計画の方法として中絶を促進するような活動」は行わないことの保証を求めている』（日本語仮訳は筆者）

妊娠中絶を容認する団体には、米国民の税金は使わせませんよということだろう。トランプ大統領のオリジナルというわけではなく、最初は1984年8月6～14日にメキシコシティで第2回国際人口会議が開かれ

た際、当時のレーガン政権から発表された。メキシコシティポリシーと呼ばれるのはこのためだ。

それが「ギャグ（口封じ）」になるのは『他の活動とともに、外国NGOが米国以外の資金を使って家族計画としての中絶に関する情報を提供すること、外国政府に中絶の合法化を求めるロビー活動を行うこと』も禁じているからだろう。

米国では民主党政権に代わると撤廃、共和党政権なら復活の歴史を繰り返し、1984～2016年の32年間のうち17年間はこの政策が適用されていた。出したり引っ込めたり、かなりはた迷惑ではあるが、米国は国際保健分野の最大の資金拠出国だけに、途上国で女性が望まない妊娠を防ぎ、自らの健康を守るための情報を得る機会は大きく制限されてしまうことになる。

しかも、復活とはいえ、トランプ政権の新ルールは以前より対象が広がり、影響は一段と拡大すると予想されている。家族計画に関わる援助だけでなく、適用が他の保健分野の支援にも拡大されるからだ。たとえば、ブッシュ政権（息子さんの方の）時代に創設された米大統領エイズ救済緊急計画（PEPFAR）は対象外だったが、新ルールでは対象になる。

つまり、HIV感染予防やHIV陽性の女性を支援する活動も大きく制限されることになってしまうのだ。

PEPFARの資金は、アフリカでHIV感染の拡大に歯止めをかけ、減少傾向に移行する動きを推進する大きな力の一つでもあった。アフリカで若い女性や少女に自らを守る情報を伝える資金がいま枯渇したのではせっかくの成果も台無しになってしまうのではないかと。エイズ取材を長く続けてきた私などはそう思う。

幸か不幸かトランプ政権は幹部人事の混乱が続く、その影響で国際保健分野も担当者の多くは前政権当時のままなので、現場の大きな混乱はまだ起きていないという。大統領は署名したものの、担当者は従来のやり方を変えていないという構図だろう。

ただし、そうした混乱の長期化に期待をかけるというのもまた切ない話ではある。

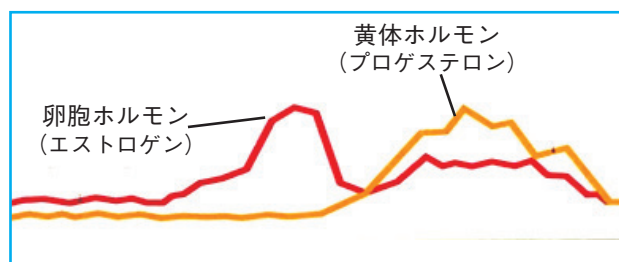
連載第 13 回 ▶▶▶ 胸に塊があって痛む、乳がんでしょうか？

以前から気になっているのですが、右の胸に塊があって、痛みを感じます。
生理前には特に痛むような気がします。今、テレビなどで乳がんが話題になっているのですが、この症状はがんでしょうか。
心配でしょうがないです。46 歳主婦です。

乳房の痛みには様々な原因があります。もちろん乳がんも原因の一つなので、痛みを感じた場合は否定する意味でも乳がん検診やマンモグラフィーでのチェックは行っておく必要があります。

一般に乳房痛で一番多い原因は女性ホルモンの乱れです。10 代の女性は乳腺の発育の途中であり、さらに不安定なホルモンの状況であるため不規則な刺激が乳房に働き痛みを感じます。同様に閉経が近い女性の場合も女性ホルモンの不安定になることや、急速に低下が始まることにより乳房痛が起こりやすくなります。

女性は卵胞ホルモンと黄体ホルモンが図のように分泌されています。



女性のカラダは、卵胞ホルモン（エストロゲン）と黄体ホルモン（プロゲステロン）という女性ホルモンの働きでコントロールされています。この2つのホルモンは、一定の周期で分泌量のバランスを変えながら、身体と心に作用しています。

ストレスや更年期などでこのバランスが壊れると、卵胞ホルモンの低下が起こり、相対的に黄体ホルモンの分泌量が増加することになります。この黄体ホルモンが乳腺に対して刺激的に働き、乳房痛が起きingと考えられます。

更年期だけでなく、不規則な生活や、無理なダイエ

ットの場合でも同様なホルモンの乱れにより、乳房痛が起きることもあります。

この場合、基本的にはホルモン製剤を使ってホルモンバランスの安定を促すことが治療になります。また漢方薬やサプリメントなども効果的なので婦人科医と相談してください。

もちろんホルモンのバランス障害以外でも乳房痛を伴うような疾患があります。

①月経前症候群（PMS）

月経前になると体調不全が起き、日常生活に支障が起きる病気です、乳房の痛みも伴うことが多い疾患です。

②急性うっ滞性乳腺炎

乳腺に起きる炎症です。母乳が乳房に溜まって炎症を起こす病気です。

③急性化膿性乳腺炎

乳頭にできたキズ口や乳管口から細菌感染によって炎症を起こします。

④乳腺症

ホルモンのバランス障害によって乳腺に起きる良性のしこりです、月経前に大きくなり痛みも強くなる傾向があります。

⑤乳腺繊維腺腫

乳腺にできる良性の腫瘍です。普通は痛みがありませんが大きくなると圧迫痛があります。

等々、乳房痛や塊、しこりには、いろいろな病気・疾患の可能性が考えられます。

いずれにしろ乳房痛や塊、しこりを感じたら、安心のためにも婦人科受診をお勧めします。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

犯罪と生物学的な要因

数年前に飲食店を始めた私は、無銭飲食をしても平気な人間がいることに仰天した。請求してもまったく動じず、挙げ句の果てには開き直る！ 社会には犯罪を犯すことにためらいがない人間が確実に存在しているのである。そしてそういう手合いが少なくないがゆえに、本書のような本がベストセラーにもなるのだろう。

「サイコパス」は、もともとは「連続殺人犯など反社会的な人格を説明するために開発された診断上の概念」で、現在の精神医学では「反社会的パーソナリティ障害」という診断基準となっているとのこと。定義するのは単純ではないが、犯罪を犯すことや、社会のルールを逸脱することに躊躇がなく、無責任で衝動的な性格を持った存在、というイメージだろう。

しかし、そういう気質を持った人間が必ずしも犯罪者になるとは限らず、場合によってはむしろ社会的に成功を得たり、偉業を成し遂げたりもする。本書でも挙げられているが、織田信長や毛沢東のような人物は、社会的なルールにとらわれないがゆえに、社会に大胆な変化をもたらすことができた。言い換えれば、他者への共感性が低かったり、攻撃性が高かったり、恐怖心が少なかったりする性格だと、犯罪を犯したり、社会変革を行うなどの行動に馴染みやすい。だから「サイコパス」という人間が元々存在している、ということではない。

著者も、サイコパスを「情動面、対人関係面、行動において、それぞれスペクトラム（連続体）をなす複合的な障害」だと、釘を刺している。特定の傾向を一つのアイデンティティに結びつけ、そこに生物学的な根拠を与えて犯罪や病理に囲い込み、差別や抹殺の対象とする、というのはナチスドイツなど人類が過去に行った過ちであり、同性愛に対する偏見などもそのようにして醸成された。しかし著者はその問題に自覚的な上で、サイコパ



サイコパス

中野信子 著
文藝春秋
定価 780 円＋税

シーな犯罪に、生物学的な要因があるのではないかと論じている。

かつて、犯罪者を見た目で判断するなどの「とんでも科学」が幅を効かせたことがあり、それによって人権侵害が生じたのは周知の事実だが、そういう視点が必ずしも「とんでも」とは限らない、と著者は指摘する。例えば、サイコパスには顔の形状にそうでない人と有意差があり、それは「顔が長い男性よりも、横幅があつてごつい印象の顔の男性」。そんなの嘘だろ、と人権意識の高い人間は短絡するわけだが、実は物質的な根拠もあつて、「男性ホルモン（テストステロン）濃度が高いほど、顔は横に広くなる傾向がある」からだという。

このように、著者が脳科学など最新の知見を散りばめながら、サイコパスと生物学的要因との関係を明らかにしていく展開はなかなかスリリングである。生物学的な観点から人間や社会を記述することがここまで可能なのか！ と瞠目せざるを得ない。

余談だが、「解剖学的な宿命」から女性や性的マイノリティの性を解放する力となったのが、社会的構築を理論とするジェンダー論であることは間違いないが、そうした社会決定論からこぼれ落ちる問題も生じた。事故でペニスを失った男児が、社会的に充てがわれた性別（女性）に結局なじまなかった事例で、どう育てられるかで性別のアイデンティティはいかようにもなる、としたマネーのジェンダー決定論に、性科学者のダイヤモンドが異を唱えた。やはり生得的な因子を無視することはできなかったのである。

犯罪などを科学する分野でも、一度は人権への配慮などから、片隅に追いやられた生物学的な研究が、2000年代に入ってから巻き返しをはかっているらしい。社会的構築による視点と生物学的な視点、どちらか一方が真実であるわけではないが、そのどちらの記述にも一定の理があることは否定できない。

（作家 伏見憲明）



4月22日（土）13:30～16:30



第5回 北東北性教育研修セミナー 2017 春

QUEER STUDIES & PRACTICES

— クィア・スタディーズと実践 —

84年生まれのLGBTIQ活動家・研究者の3人が一堂に会し、当事者運動はどう始まり
どう継続しているのか、クィア理論の視点も交えながら話す。

社会にとって、当事者にとって、居場所とは何か、パレードとは何か。

第4回青森レインボーパレード前日のプレ企画として開催する。

内 容

「生き延びるための実践、連帯、場所——クィア理論の視点から」

佐々木裕子氏（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

「福岡県内のLGBTQユースと居場所」

石崎杏里氏（福岡を中心にLGBTQの子ども若ものサポート活動をするFRENSのユースメンター）

「LGBTIQとレイプサバイバー 青森から全国へ」

岡田実穂氏（青森を拠点に性暴力サバイバー／LGBTIQへのサポートや居場所創り事業を実施）

会 場

青森県青森市新町1丁目13-7 サンネット青森2F

参加費・申込み先等

参加費：500円

主 催：北東北性教育研修セミナー実行委員会 協 賛：日本性教育協会／LUSH JAPAN 協 力：青森レインボーパレード実行委員会

申込み先：E-mail rc-net@goo.jp または青森市安方1-3-24-2F「北東北性教育研修セミナー実行委員会」まで、お名前・連絡先・所属
（ある場合）を明記してお申込下さい。



6月4日（日）9:30～16:30



第46回セックス・カウンセリング研修会 LBGTの健康をサポートする

内 容

- 「LBGTの基礎知識とその健康」
石丸徑一郎氏（お茶の水女子大学准教授）
- 「レズビアン性のセクシュアリティと健康支援」
藤井ひろみ氏（神戸市看護大学准教授）
- 「セクシュアル・マイノリティの医療支援」
井戸田一朗氏（しらかば診療所院長）
- 「トランスジェンダーのセックス・カウンセリング」
針間克己氏（はりまメンタルクリニック院長） 他

会 場

東京慈恵会医科大学西新橋校1号館5階講堂
（東京都港区西新橋）

主催・問い合わせ等

受講料／一般12,000 学会会員10,000円 学生3,000円

主催・問合せ先／日本性科学会事務局

TEL・FAX 03-3868-3853 月・水・金 AM10:00～PM13:00



6月18日（日）10:30～15:30



第9回思春期保健ミニ講座

思春期の「生き抜く力」を高める

内 容

講義●「『生き抜く力』のメカニズム」

講義＋演習●「思春期の『生き抜く力』を高めるコミュニケーション」

講 師

蛸名玲子（株式会社グローバルヘルスコミュニケーションズ代表取締役・博士：保健学）

会 場

平和と労働センター・全労連会館（東京都文京区）

問い合わせ等

受講料／10,800円（税込） 定員／150名

対象者／保健師、助産師、看護師、養護教諭、教職員、看護教員など

問合せ先／（一社）日本家族計画協会 研修担当

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館

TEL 03-3269-4785 FAX 03-3267-2658

URL <http://www.jfpa.or.jp>

関西性教育研修セミナー 10 周年記念誌

性について、語る、学ぶ、考える



昨今は、性教育・性科学の世界にも新しい風が吹きつつある。性教育をめぐる5W 1H（誰が、何を、誰に、いつ、どこで、どのように教えるのか）には、異なる価値観の対立が伴うがゆえに、時として激しいバッシングに見舞われることもある。同時代を生きる古い仲間や新しい仲間とのつながりを大切にしつつ、性教育を次世代につなぐために自分たちにできることは何かを常に問い続けてゆきたい。

本書は、関西性教育研修セミナーの10年間の取り組みをまとめるとともに、セミナー登壇者の何人かをお願いし、現在の性の課題と今後の展望について執筆いただいた。さまざまな現場や経験に基づくバリエーションある報告は、まさに性の幅広い側面を示している。

- 編集／関西性教育研修セミナー実行委員会
- 発行／日本性教育協会
- A4判・ソフトカバー 128頁
- 頒価 800円

主な目次

性暴力

教育現場における性暴力被害への支援と課題／野坂祐子
性暴力の「理解」と「治療教育」を求めて／藤岡淳子
規定される性、聞こえない声。／岡田実穂
資料

HIV / AIDS

記者から見たエイズ対策／宮田一雄
「ちいさな学校」の経験／ブブ・ド・ラ・マドレーヌ
HIV / エイズについての医療現場からのメッセージ／白野倫徳
HIV と性の健康／生島 嗣
資料

性の多様性

「語る」社会か「語らなくていい」社会か／土肥いつき
性別違和と子どもたち／康 純

「性」について考えること：西から東、そして北東北へ／宇佐美翔子
「性の多様性」と共生する社会に向けて／東 優子
資料

性教育

30年の性教育の実践／秋山繁治
知的障がいのある生徒への性の指導と支援／池川典子
LGBTを排除しない性教育のあり方／東 優子
資料

性と社会

社会は性に蓋をかぶせる／池上千寿子
「死にたいと思いつつも、助けてほしい」／渋谷哲也
二人の性科学者とNature vs. Nurture 論争／東 優子
性科学／教育の過去・現在・未来／ミルトン・ダイヤモンド
資料

◆本書は JASE ホームページ <http://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email info_jase@faje.or.jp TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478 までお申し込みください。